

第7期第5回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和7年9月4日（木）午後3時00分から午後5時00分まで
会議形式	対面形式（横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室）
出席者	青木座長、柏木委員、川端委員、柴委員、平川委員
欠席者	上村委員、望月委員
関係局	なし
開催形態	公開（傍聴者0人、取材0人）
議題	ふるさと納税制度のあり方について
議事	<p>【主な論点と議論内容】</p> <p>1 ふるさと納税制度とは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税の総額が増える制度ではなく、単純に地方同士で地方税を奪い合っているだけの制度になっている。 ○ 地方税という居住地の自治体に納めるべき税を他の自治体を持っていく制度で、課税自主権に反しているのか検討する必要がある。 ○ 地方と都市の税収の差を平準化しようと、都市の税収を地方を持っていくというイメージがある。 ○ 制度名称にある「ふるさと」について定義がはつきりしない。また、寄附金税制であるにも関わらず、ふるさと「納税」という名称が適当でない。 ○ 国の文書では、制度創設時の立法趣旨や特例控除に関する説明が不足しており、不明瞭である。 <p>2 現行制度の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税は、その地域に住んでいる人が行政サービスを受ける代わりに税を負担するという応益原則があるが、それに反した制度となっているのではないか。 ○ ふるさと納税受入額の上位には、財政力指数が高い財源に余裕がある自治体も多い。返礼品を用意できるのは財政力がある自治体が多く、財政格差の是正にはなっていない。 ○ 本来は寄附金税制であるにも関わらず、返礼品目的の利用が多数である。 <p>3 制度の評価と今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度創設時の立法目的・趣旨について、国の公的な文書による確認が必要である。 ○ 財政格差の是正が目的なのであれば、そもそも地方税の制度ではなく地方交付税によって行われるべき。 ○ 現行制度の全ての問題の原因は、特例控除である。
資料	資料「ふるさと納税制度のあり方について」